

V 男女共同参画

「豊かな生活の場」づくり

築上町中央公民館 館長 井上敬子

□ 築上町の概要

本町は、平成 18 年 1 月 10 日、椎田町と築城町が合併し「築上町」となりました。築上町は、福岡県の東部、周防灘に面して位置し、北は行橋市、西はみやこ町、東は、豊前市、南は大分県中津市に接しています。築上町の総面積は 1 1 9 . 3 4 k m²で、南部は、ほとんどが山林で占められており、そこを源とする多くの河川が北部の平野をうるおし、周防灘に注いでおります。

築上町の北部を北西から南東にかけて国道 10 号及び椎田道路が貫き、これらと交差して、主要地方道や一般県道が整備され北九州市、大分市などの地方中核都市と連絡しています。一方、鉄道は J R 日豊本線が北九州市や大分・宮崎方面に連絡しています。

築上町住民基本台帳による人口

平成 20 年 11 月 30 日現在

世帯数	人口総数	年少人口 (0~14 歳)		生産年齢人口 (15~64 歳)		老年人口 (65 歳以上)	
世帯	人	人	%	人	%	人	%
8,969	20,872	2,455	12	12,533	60	5,884	28

男性人口		女性人口	
人	%	人	%
9,986	48	10,886	52

産業構造別人口

平成 17 年国勢調査での築上町の産業構造別人口は、第 1 次産業（農業・林業・水産業）1,034 人（10.8%） 第 2 次産業（製造業・建設業など）（26.3%） 第 3 次産業（商業・サービス業）5995 人（62.9%）

1、築上町公民館の概要

(1) 施設の概要

平成 18 年 1 月に椎田町と築城町が合併し築上町となり公民館が 4 館〔上城井公民館・下城井公民館。築城公民館・中央公民館〕です。上城井公民館・下城井公民館は、貸館業務を主とし、築城公民館と中央公民館は、貸館業務・事業活動等行っております。

他に自治公民館が 66 箇所あり、それぞれの公民館長中心に、活動がおこなわれています。

中央公民館は、築上町公民館の中核として役割を果たしております。中央公民館の建築面積は、1,303 m²（394 坪）です。

(2) 中央公民館運営方針

公民館は、社会教育法第 24 条に基づき、町民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため設置。社会教育の中核として地域住民の活動の拠点とし、各種団体、校区公民館の連携を図り、生涯学習の推進を目標としています。

(3) 職員状況

職名	館長	主事	管理人	清掃者
人数	1	1	1	1

(4) 平成 19 年度利用状況

利用団体	627	利用者数	34,276
------	-----	------	--------

(5) 平成 20 年度中央公民館事業

貸館業務・築上町民大学講座・築上町民文化祭・公民館研修
教育関係団体育成事業補助

(6) 築上町中央公民館主な講座

<目的> 男女・年齢を問わず教養を高め、健康を増進し、情操豊かな人間に育ち豊かな生活を営んでいけるための講座を開設する。

次の 11 の講座は、築上町町民大学として開校しています。

	講座名	人員	回数	開講日
1	俳句教室	20名	10回	月1回第2火曜日
2	絵手紙教室	20名	10回	月1回第3水曜日
3	着付け教室	20名	10回	月1回第2火曜日
4	パソコン教室	20名	10回	月1回第3木曜日
5	郷土歴史講座	20名	7回	月1回第1月曜日
6	ステンドグラス教室	20名	10回	月1回第2木曜日
7	たのしい美術教室	20名	10回	月1回第2水曜日
8	オカリナ教室	20名	10回	月1回第2・4土曜日
9	料理教室パン	16名	5回	月1回第2水曜日
10	料理教室パン	16名	5回	月1回第3水曜日
11	リサイクル教室	16名	10回	月1回第1水曜日

4月に開校式を行って、5月から講座を開始しております。

3月に閉校式を行いそれぞれの成果を発表しています。

2、男女共同参画推進への取り組みについて

(1) 築上町のとりくみ

築上町の将来像は、「自然と歴史・文化を育む・心と体の健康を求めた生活の場づくり」で、3つの基本目標があります。

「すみやすい生活の場づくり」「助け合い支え合う生活の場づくり」「魅力ある生活の場づくり」の3つの目標があります。

その中で「助け合い支え合う生活の場づくり」の目標の中に健康福祉・高齢者福祉・町づくりの取り組みがあります。

町づくりのなかで男女共同参画を取り組んでいます。

<築上町総合計画にもとづく男女共同参画社会>

{課題}: 男女が対等なパートナーとして活躍できる社会の実現に向けて、男女共同参画のための条例整備を図り、行政における女性管理職の登用促進など、一層積極的な取

組みを進めていくことが必要である。

{計画}: ・男女共同参画推進計画の策定 ○政策決定の場への女性の参画機会の拡充
○行政における女性管理職の登用促進 ・男女共同参画推進条例の制定

築上町では、人権課で「男女共同参画社会」の事業を行っています。

平成 18 年の合併に於いて、旧椎田町女性連絡協議会と旧築城町男女共同参画会議が一緒になり平成 18 年 6 月に築上町男女共同参画ネットが設立されました。

人権課と連携し活動を行っています。

一人ひとりの人権が尊重されその個人の能力を充分発揮できる社会をめざすため、築上町男女共同参画ネット通信「まーるく参画」を発行・講演会・寸劇・意見発表など実施し、啓発活動に取り組んでいます。

〈中央公民館の男女共同参画の取組みについて〉

築上町総合計画にもとづく男女共同参画推進について公民館もその啓発活動を全面的に推進しています。

(2) 平成 20 年度築上町椎田地区自治公民館研修会

開催期日 平成 20 年 12 月 18 日

参加地区 椎田地区 34 自治会

内 容 校区公民館の事業の取組みの発表と男女共同参画について

テ ー マ 「住民が豊かに生きる地域社会の現実に向けて」について

講 師 京築教育事務所 主任社会教育主事 宮崎 強

学 習 ① 豊かに生きる地域社会とは

・ 男女共同参画とは ・ 国の主な動き

② 豊かに生きる地域社会を目指す教育の視点

・ ジェンダーとは ・ ジェンダー・チェック

男女がこう言うものだとか、こうあるべきものだということは社会的に作られた性別であり、男女共同参画社会を推進していくうえで、まず、この認識を変革させていく事から始めなければならないと感じました。

参加していただいた自治会長の皆さんにおいても、それぞれ共感していただき地域で社会でそれぞれ啓発し、自ら実践していただければと期待します。

成果

この研修を通じて自治地区で活躍する自治公民館長さんに男女共同参画について意識改革ができた。

(3) 今後の課題として

男女共同参画社会の実現に向けては、古くから今日まで、社会生活の中に根付いた固定観念を変革する必要がある。それには、今後とも講演会・研修会等地域を巻き込んであらゆる場面で継続的に啓発し意識改革していく必要がある。

公民館においても活動団体と連携・協力して、地域住民の学習機会の提供等の役割を果たしていくとともに、公民館活動の重要課題の一つとして推進を図ります。

問い合わせ先：〒829-0331 築上郡築上町大字高塚 7 5 6 番地

築上町中央公民館

電話 0 9 3 0—5 6—0 2 5 1

F A F X 0 9 3 0—5 6—0 3 7 6